



社長のための
経営雑学
新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第18号

平成27年2月24日(火)

発行：久保総合会計事務所
〒536-0006
大阪市城東区野江4丁目11番6号
TEL (06) 6930-6388
FAX (06) 6930-6389

「高度プロフェッショナル制度」創設 平均給与額の3倍相当程度1075万円

働いた時間でなく成果で賃金を決める「高度プロフェッショナル制度」(正式名:特定高度専門業務・成果型労働制)の創設が本決まりとなり、厚労省は来年4月の施行を目指す。労働基準法改正による労働時間規制の見直し案をまとめたもので、労働時間制度の選択肢の拡大である。

賃金計算を「脱労働時間給」に置き、残業代支払いはなく、長時間労働防止や有給休暇取得率を高める狙いがある。対象業務は「高度の専門的知識、技術又は経験を要する」性質の業務。金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務(企業・市場等の高度な分析業務)、コンサルタントの業務(事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言の業務)、研究開発業務等を念頭に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定される。(省令のため変更しやすく、今後対象拡大の可能性が高い)対象労働者は本人の合意が必要で職務の範囲が明確に定められ、その職務範囲内で働くもの。対象者の年収について「1年間に支払われることが確実に見込まれる賃金額が、平均給与額の3倍を相当程度上回る」レベルの1075万円を参考に省令で定める。(今後この金額が下がる可能性もあり対象者が増える)経営者側からは「生産性アップを期待する」との声があるが、労働者側からは「年俸契約のような労働契約を結ぶ独立採算型」との声も出ている。